

ひろしま東

2026
春季号

第180号

紙屋町交差点を現在のみずほ銀行広島支店から八丁堀方面を撮影した写真です。交差点に立つ2階建ての建物は停留所で、昭和4年頃まで存在が確認できます。ポイント・信号を操作する係員の詰め所になっており、1階の外側には乗客用の椅子も備えられていた。(写真提供:本田美和子氏)

※当時の紙屋町交差点は現在の十字路と違いT字路で、交差点からお城方面に向かう道路はありませんでした。

紙屋町交差点を現在のそごう付近から市役所方面を撮影した写真です。画面中央の3つの大きな建物は手前から大同生命広島支社、芸備銀行本店、住友銀行広島支社。撮影時期は昭和4年から7年頃と推察されます。(写真提供:本田美和子氏)

広島町並み今昔

※会員の皆さんがお持ちの広島東税務署管内の古い写真をご提供ください。



■1月28日 ANAクラウンプラザホテル 新春講演会・新入会員歓迎名刺交換会

1月28日、ANAクラウンプラザホテル広島において、「新春講演会・新入会員歓迎名刺交換会」が開催されました。増原正広島東税務署長をはじめ、広島東税務署、中国税理士会、取扱保険三社より10名のご来賓にご臨席を賜り、計127名の参加がありました。

第一部では、エディオン所属の元陸上競技100mハードル日本代表の木村文子氏に「世界の舞台を目指して」という演題でご講演いただきました。ご自身のアスリートとしての取組や世界への挑戦から得られたこととして、変える勇氣（考えを変えようと行動が変わる）と続ける覚悟（決めたことを続けることの強さ）といった内

容でお話をされました。最後に、同じ目標や目的に向かって仕事をすることで必要なのは、お互いの立場を尊重したコミュニケーションであり、関係者が「Same Page」を合言葉として同じベクトルで協働していくことが大切であると締めくくられました。

スポーツイベントが盛りだくさんの年の初めにふさわしく、また、経営者にとってとても参考となる内容でした。

第二部の新入会員歓迎名刺交換会には11名の新入会員が参加され、ステージにて会員バッジの贈呈及び自己紹介をしていただき、多くの会員との名刺交換・懇親を深める機会になりました。



第一部講演
木村文子氏
エディオン
元陸上競技100m
ハードル日本代表



●新入会員 オリエンテーション

1月28日、ANAクラウンプラザホテル広島において、新入会員12名、広島東税務署・取扱保険会社三社及び法人会役員が出席し、新入会員オリエンテーションを開催しました。小田会長のご挨拶の後、徳納研修委員長による法人会の概要説明、大内副会長と保険三社による福利厚生制度の説明が行われました。また、広島東法人会の年間活動状況がスライドで紹介され、法人会への理解を深めていただける有意義な時間となりました。



CONTENTS 目次

〈表紙〉 広島町並み今昔 紙屋町交差点周辺	青年経営者勉強会・青年部会12月例会・ゴルフコンペ交流会…	8
新春講演会・新入会員歓迎名刺交換会・	女性部会第二回定例会・第三回定例会・	
新入会員オリエンテーション……………	税務研修会・講演会……………	9
1	税に関する絵はがきコンクール・女性フォーラム…………	10
国税局長講演会・広島東税務署長講演会……………	租税作品の紹介・テーブルマナー研修……………	11
2	社会貢献活動・新設法人説明会……………	12
税制改正に関する提言（要約）・	新入会員の紹介……………	13
税制改正提言活動……………	3・4	14
各種表彰者・税を考える週間パレード・	税理士業務アラカルト……………	15・16
法人会全国大会高知大会……………	5	17
臨時総会・理事会・三者連絡協議会・支部委員会……………	6	18
青年の集い山梨大会・青年部会8月例会・	事務局だより・季間予報・編集後記……………	
青年部会9月例会……………	7	



広島東税務署長講演会



国税局長講演会



広島東税務署長
増原 正氏

ドラマ仕立て
の映像を用い
て、テレビ
ウ」の役割に
ついて、テレビ

12月1日、リーガロイヤルホテル広島にて、広島東税務署長に「リヨウチョウウ」税逃れは絶対に許さない」と題しご講演いただきました。講演では、国税組織の概要や税務行政の基本方針に加え、国税局資料

調査課（通称「リヨウチョウウ」の役割に
ついて、テレビ

て分かりやすく解説されました。大口・悪質な脱税事案に対応する調査手法や、実際の脱税事例の紹介から、適正申告の重要性を改めて認識する機会となりました。また、キャッシュレス納付の推進や税務職員の人材募集についても説明があり、参加者にとって非常に示唆に富む講演会となりました。
(青年部会副部会長 小川裕介)



広島国税局長
辻 貴博氏

10月24日、リーガロイヤルホテル広島にて、辻貴博広島国税局長を講師に迎え、「財政と税務行政の現状と将来」と題してご講演をいただきました。

国債を扱う理財局に長年携わられたご経験から、主に国債の保有構造の観点を切り口に、社会保障費の増進による歳出超過、金利上昇による利払い費の増加、海外投資家依存による格付け懸念といった、足元の財政課題について詳細にご解説くださいました。

また、金融取引のデジタル化、働き方や収入形態の多様化・国際化に伴い、税務が量質共に煩雑化している問題に触れられ、当局・納税者双方のDX推進の必要性を改めて強調されました。最後に、マイナンバー交付から10年が経ち、電子証明書の有効期限切れ多発の為、確定申告に向けて注意されたい旨の呼び掛けで締め括られました。法人会員として知り置くなりたいと思います。

(青年部会組織副委員長 常川貴史)

広島新銘菓

生もみじ



にしき堂

令和8年度税制改正に関する提言要約

全国法人会総連合

《基本的な課題》

I. 税・財政改革のあり方

○日本でも「金利のある世界」に回帰した経済環境を考慮し、金融市場の動向も見据えた税・財政運営が欠かせない。

1. 財政健全化に向けて

○今後、大規模な自然災害や新たな感染症の拡大等、有事の際には膨大な財政需要が発生することも想定される。そうした事態が起きた場合でも、機動的な財政出動を可能にするために財政健全化は必要な取り組みである。

(1) 参院選に向けた物価高対策の公約として、「消費税込減」がクローズアップされたが、消費税率を引き下げた場合の減税分は別の財源を確保するか、結局は国債に頼らざるを得なくなる。物価高対策や低所得者対策は消費税減税で対応するのではなく、真に支援が必要な人に限定した給付措置が望ましい。

(2) 「こども・子育て政策」の財源は歳出改革に加え、医療保険料に上乗せして徴収する「支援金制度」などで賄うとしているが、こうした支援金制度は社会保険料を少子化対策に充てる実質的な「隠れ増税」と言わざるを得ない。また、歳出改革が想定通りに行われなければ、結局は国債頼みとなかなかねない。

(3) 防衛力の抜本強化では防衛費を2027年度までの5年間で総額43兆円とすることを決定しているが、大半が歳出改革や決算剰余金の活用で財源を捻出することとしており、財源としての安定性を欠いている。日本を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中で、着実に防衛力を強化するためにも安定財源の確保が重要である。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

○中小企業の社会保険料負担は年々増加しており、事業主への過度な保険料負担を抑制しつつ、女性の就労や人材確保の観点から、配偶者控除や第3号被保険者制度の問題を含め、税と社会保障を一括して議論しなければならない。

(1) いわゆる「106万円の壁」への対応として、扶養から外れる人の保険料の一部を勤務先が負担する場合、国が上限を設けて助成する等の「保険料負担軽減措置」が設けられているが、一時的な措置にとどまっておらず、安定的な制度の構築が求められる。

(2) 公的年金については、厚生年金の積立金を財源に充当する基礎年金の底上げが検討されている。抜本的な制度改革は、老後の生活設計に影響するテーマであり、省庁間の壁を取り払い、与野党が一体となって幅広く議論する必要がある。

(3) 少子化対策については、現金給付よりも保育所や児童保育等の環境整備、保育士の待遇改善などの現物給付に重点を置くべきである。高校授業料の無償化も所得制限が撤廃されることとなったが、これは国会審議で予算を成立させるため、少数与党が野党の要求を受け入れて急遽決定したものである。このため、高校授業料無償化に伴う影響評価や財源が担保されているとは言えない。公平性の観点からも課題を残しており、与野党による精緻な議論を求めたい。

(4) 医療は成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を進める。また、社会保障給付の急増を抑制するためには診療報酬(本体)の配分等を見直すとともに、ジェネリック(後発医薬品)の安定した供給体制を確立する必要がある。薬剤費を抑制する観点からセルフメディケーション税制の対象となる医薬品などの拡充も欠かせない。

(5) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者によりメリハリをつけ、医療と同様に公平性の観点から給付及び負担のあり方を見直す。また、生活保護については、高齢者の増加に伴って給付の増加も見込まれており、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止など厳格な運用が求められる。

3. 行政改革の徹底等

○国・地方の財政健全化は、歳出・歳入の一体的改

革によって進めることが重要である。地方を含めた政府・議会は「まず臍より始めよ」の精神に基づき、自ら身を削って行政改革を推進しなければならない。

(1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制を求める。また、調査研究広報滞在費(旧文通費)や政務活動費等の適正化。

(2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の効率的な要員配置と、能力を重視した賃金体系の導入などによる人件費の抑制。

(3) 「第2の予算」とも呼ばれる特別会計と各省庁が管轄する独立行政法人の無駄の削減。

(4) 官業に対してP.D.C.A(計画・実行・評価・改善)サイクルを確立し、事業のチェック等を継続的に実施することを求める。また、積極的に民間活力を導入した民需主導の自律的な経済成長。

4. マイナンバー制度について

○政府は引き続きマイナンバー制度の意義を周知するとともに、行政事務のコストカットに資する等、その具体的な効用を国民や事業者に明示するなどして、マイナンバーカードの利用拡大を促す必要がある。

○マイナンバーカードと電子認証にはそれぞれ異なる有効期限が設定されており、行政窓口で更新手続きをする必要がある。国民の幅広い利用を促進するためにも周知徹底を図りながら、更新手続きの簡略化を進めなければならない。

5. 今後の税制改革のあり方

II. 経済活性化と中小企業対策

○人手不足や継続的な賃上げなど中小企業が抱える構造的な課題を解決するためには、中小企業自らの経営改革も重要になる。そうした改革に取り組むためには、新たな付加価値の創出につながるような支援策も必要である。また、中小企業経営者の高齢化が指摘されている中で、中小企業が保有する独自の技術やサービスを引き継ぎ、地域のサプライチェーン

(供給網)機能を維持するため、それぞれの事情に応じたきめ細かな事業承継を後押しする必要がある。

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

(1) 法人税率について
近年、法人に適用される法人税率の引き上げを慎重に議論することが求められる。

(2) 法人税率の軽減措置
中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれていた軽減税率の適用所得金額を、黒字中小企業の平均所得を踏まえ1,600万円程度に引き上げること。

(3) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置
中小企業の技術革新など経済活性化に資する税制措置については、制度を拡充したうえで本則化すること。

① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、中小企業の厳しい経営環境を踏まえ「中古設備」を含める。

② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、物価が上昇していること等を踏まえ、取得価額要件を30万円未満から50万円未満に引き上げるとともに、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃し全額を損金算入とすることを求める。

なお、それが直ちに困難な場合は、令和8年3月末日となっている適用期限を延長すること。

③ スタートアップのための、きめ細やかな財政・税制支援が必要である。

(4) 中小企業等の設備投資支援措置
「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末(賦課期日)が迫った申請や認定について弾力的に対処することを求める。なお、「カーボンニュートラル投資促進税制」は、令和8年3月末日が適用期限となっておりことから適用期限を延長すること。

(5) 償却資産に対する課税の見直し
固定資産税における償却資産に対する課税は、企業の設備投資意欲を阻害する要因ともなっていることから、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含めて抜本的に見直すこと。

(6) 中小企業の事務負担軽減

インボイス制度の導入や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化対応に加え、定額減税や所得税の改正により、源泉徴収事務や年末調整事務が毎年見直されるなど、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。人手不足が深刻化する中において、こうした事務負担の増大はとくに経営基盤が決して強固ではない中小企業にとって、重い負担となっていることを政府は強く認識する必要がある。

2. 事業承継税制の拡充

(1) 事業用資産を一般資産と切り離れた本格的な事業承継税制の創設
事業承継に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産とは切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を求める。

(2) 取引相場のない株式の評価の見直し

この度、会計検査院は国税庁に対し、相続等により取得した取引相場のない株式等の評価制度のあり方について、検討を求める所見を示した。その評価制度を見直すにあたっては、取引相場のない株式は上場株式と異なり、換金性に乏しい点なども総合的に考慮する必要がある。

(3) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

特例承継計画の提出期限（令和8年3月末日）と特例制度の適用期限（令和9年12月末日）が近付いていることから、期限の延長を求める。なお、期限が延長されないのであれば、これまでの一般措置は使い勝手が悪く適用件数が低減であることを踏まえ、一般措置の適用要件（対象株数、納税猶予割合、雇用確保要件等）を大幅に緩和すること。

3. 消費税への対応

- (1) 課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策を講じるべきである。
- (2) 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置について、小規模事業者等が取引から排除されないよう、80%控除できる期間を当面の間、延長すること。
- (3) 小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置（2割特例）について、小規模事業者等における消費税事務が定着するまで当面の間、延長すること。
- (4) 消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス

制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の導入に執行面において、さらなる対策を講じる必要がある。

III. 地方のあり方

○地方経済の活力を今後も維持しながら、地方の活性化を促すためには東京一極集中の是正が急務である。地方自身がそれぞれの特色や強みを生かした活性化戦略を練り上げ、民間主体の創意工夫を駆使することで新たな地場技術やビジネス手法を開発していかなければ、地方独自の真の活性化にはつながらないと考えるべきである。

- (1) 地方創生を巡っては、利用状況が低調な地方拠点強化税制を見直すなど、さらなる本社機能移転を促進するとともに、地元の特性に根差した技術の活用や地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材の育成、地元商店街の活性化等、実効性のある改革を実行する必要がある。中小企業は事業承継は地方創生戦略との観点からも重要だと認識すべきである。
- (2) 地方自治体は、広域行政による効率化について検討すべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図り、財政基盤の強化につなげながら行政能力の向上に資する施策を求める。
- (3) ふるさと納税は、寄付先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが必要である。また、必要経費は寄付総額の5割以下とする基準が設けられているが、より多くの寄付金が寄付した地域のために活用されるよう、事務手数料のあり方等を含め、制度設計の見直しが欠かせない。

IV. 自然災害への対応

○東日本大震災からの復興については、これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。また、最近では能登半島地震をはじめ、大きな地震や台風などの大規模な自然災害が相次いで発生している。東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まなければならない。

○政府と自治体は自然災害等の緊急事態に備える企業の危機管理として、BCP（事業継続計画）の策定をさらに促すため、税財政を通じた支援を強化する必要がある。

V. その他

- 1. 納税環境の整備
- 2. 環境問題への対応
- 3. 租税教育の充実
- 4. 地方税関係

《税目別の具体的課題》

- 1. 法人税関係
 - (1) 役員給与の損金算入の拡充
 - (2) 同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき
 - (3) 中小企業向け賃上げ促進税制の適用要件緩和
- 2. 所得税関係
 - (1) 基幹税としての所得再分配機能の回復
 - (2) 各種控除制度の見直し
 - (3) 個人住民税の均等制

3. 相続税・贈与税関係

- (1) 相続税の基礎控除の見直し
- (2) 贈与税の基礎控除の引き上げ
- 4. 地方税関係
 - (1) 固定資産税の抜本的見直し
 - (2) 事業所税の廃止
 - (3) 超過課税
 - (4) 法定外目的税
- 5. その他
 - (1) 印紙税の廃止
 - (2) 配当に対する二重課税の見直し
 - (3) 電子申告の促進
 - (4) 森林環境税の検証

令和8年度 税制改正提言活動を 実施

《令和8年度税制改正スローガン》

- 社会保障に充てる消費税の減税は慎重な検討が必要
将来世代にツケを回さない仕組み作りを！
- 「金利のある世界」への回帰を踏まえ、
金融市場の動揺を招かない財政運営を！
- 企業への過度な社会保険料負担を抑制し、
中小企業の活性化に資する税制措置を！
- 本格的な事業承継税制を確立し、
地域経済と雇用の担い手の中小企業を守れ！

小田会長、長沼副会長及び黒木税制委員長は、令和8年度の税制改正に関する提言活動を行いました。

また、12月2日に国会議員の岸田文雄氏及び平林晃氏の議員事務所に、12月3日に西田英範氏の議員事務所に提言書を提出しました。



11月28日 松井広島市長へ



12月12日 八條市議会議長へ